

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	住民基本台帳ネットワークシステムの外部結合について（情報項目の追加）
--------	------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第17条第4項（法令の定めに基づき外部電子計算機との結合をしたとき）

（担当部課：地域振興部戸籍住民課）

事業の概要

事業名	住民基本台帳ネットワークシステムの外部結合における情報項目の追加
担当課	戸籍住民課
目的	法令に基づく電気通信回線を通じて行う情報の送受信を確実かつ効率的に行うため。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区の住民基本台帳に記録されている住民 ・新宿区長に転入届をした住民のうち、個人番号カード等（有効な住民基本台帳カードを含む。以下同じ）の交付を受けている者並びにその世帯員 ・他の区市町村の住民基本台帳に記録されている住民で、新宿区長に広域交付住民票の写しの交付請求をした者並びにその世帯員
事業内容	<p>1 概要</p> <p>令和元年11月5日から、住民基本台帳法施行令等の関係政省令の改正により、住民票及びマイナンバーカード等に旧氏の記載を可能とする制度改正が実施されることとなった。（資料24-1）</p> <p>これに伴い、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下「公的個人認証法」という。）及び平成26年総務省令第85号（以下「番号法総務省令」という。）に基づいて、東京都知事、地方公共団体情報システム機構及び他区市町村長を相手方とする住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）による外部結合の以下の処理において、送受信する情報項目に「旧氏」を追加する。（資料24-2及び資料24-3のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本人確認情報の送信（住基法第30条の6） ② 送付先情報の送信（番号法総務省令第35条、第36条） ③ 個人番号カード等による転入届の特例があった場合に行う転出証明書情報の送受信（住基法第24条の2） ④ 広域交付住民票の交付に係る情報の送受信（住基法第12条の4） ⑤ 公的個人認証申請者情報の送信及び電子証明書情報の受信（公的個人認証法第3条第8項、第22条第8項） <p>2 変更日 令和元年11月5日</p> <p>3 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①、②、⑤ …… 新宿区の住民基本台帳に記録されている住民 348,587人（令和元年8月1日現在） ③ …………… 新宿区の住民基本台帳に記録されている住民及び新宿区長に転入届をした住民のうち個人番号カード等の交付を受けている者並びにその世帯員 ④ …………… 新宿区の住民基本台帳に記録されている住民及び他の区市町村の住民基本台帳に記録されている住民で、新宿区長に広域交付住民票の写しの交付請求をした者並びにその世帯員

件名 住民基本台帳ネットワークシステムの外部結合について (情報項目の追加)

※太ゴシック(下線)は、平成26年度第6回及び平成30年度第7回本審議会承認事項からの変更内容

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	住民基本台帳事務 公的個人認証サービス 個人番号の指定、通知カード及び個人番号カードに関する事務
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	1 対象 新宿区の住民基本台帳に記録されている住民 2 情報項目 以下に掲げる情報の送受信において従来の情報項目に「旧氏」を追加する。 ① 本人確認情報の送信 ② 送付先情報の送信 ③ 個人番号カード等による転入届の特例があった場合に行う転出証明書情報の送受信 ④ 広域交付住民票の交付に係る情報の送受信 ⑤ 公的個人認証申請者情報の送信及び電子証明書情報の受信 ※①～⑤に係る情報項目及び根拠法令は(資料24-4)のとおり
結合の相手方	① …… 東京都知事 ②、⑤ … 地方公共団体情報システム機構(以下、「機構」という。) ③、④ … 他の区市町村長
結合する理由	住民基本台帳法(以下「住基法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(以下「公的個人認証法」という。)等の 法令に基づく電気通信回線を通じて行う情報項目の送受信において、住民票及びマイナンバーカード等に旧氏の記載を可能とする制度改正の実施に伴い、送受信する情報項目に「旧氏」を追加する。
結合の形態	住民基本台帳ネットワークシステムの専用回線により情報項目の送受信を行う。
結合の開始時期と期間	令和元年11月5日から(以降、同様の外部結合を行う。) ※H14.8.5 結合開始
情報保護対策	【運用上の対策】 1 本件外部結合にあつては、「新宿区個人情報保護条例」、「新宿区情報セキュリティポリシー」、「新宿区住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程」、「通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準(平成27年総務省告示第314号)」、「認証業務及びこれらに付随する業務の実施に関する技術的基準(平成15年総務省告示第706号)」及び「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号)」に定めるセキュリティ対策等を遵守する。 2 住民基本台帳ネットワーク及び公的個人認証サービスに係る事務処理手

順等が法令や規程等に準拠して適切に実施されていることを確認するため、内部監査人による準拠性監査や自己点検を定期的実施する。

- 3 情報セキュリティ責任者（課長）は、システムを操作する職員に、個人情報保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。

【システム上の対策】

- 1 接続するネットワークは住基ネットの専用回線を利用し、特定相手以外との通信は不可とする。
- 2 送受信する情報は暗号化により特定相手以外は解読不能とする。
- 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止する。
- 4 サーバ及び端末には、最新版のセキュリティパッチ及びウイルス対策ソフトを定期的に適用する。
- 5 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
- 6 職員が電子計算機の端末を使用する際は、住民情報システムの端末はユーザID及び暗証番号により、住基ネットの統合端末はユーザID及び手の静脈認証により、正当なアクセス権限があることを確認する。
- 7 電子計算機の作業を終えた際は、その都度、必ずログオフするよう職員に徹底する。
- 8 職員が使用する電子計算機の端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定し、情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。
- 9 ログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。